呉市立両城小学校いじめ防止基本方針

令和６年3月策定

１　いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は，いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき，本校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに，それらを実施するための体制について定める。

２　いじめの定義等

本基本方針におけるいじめについて，法第２条を踏まえ，次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条第１項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめを受けた児童の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様には，次のようなものがある。

○　勝手に決められたあだ名で呼ばれる。
○　ドッジボールでミスしたときに，責められる。
○　写真を許可なくグループラインにアップされる。
○　何もしていないのに，しつこく足を踏まれる。
○　会った時，必ず肩をたたかれる。
○　活動等でミスしたときに，責められる。
○　写真を許可なくグループラインにアップされる。
○ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
○ 仲間はずれ，集団による無視をされる。
○ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
○ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
○ 金品をたかられる。
○ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
○ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
○ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の下，警察と連携した対応を取る。

３　いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては，本校の児童の実態や生徒指導上の課題について確認し，組織的，継続的にいじめのない学校を構築するために，本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめ問題への認識

ア　いじめは人間として絶対に許されない行為であり，児童の心身に深刻な影響を及ぼし，生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

イ　いじめは全ての児童に関わる問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア　いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下，毅然とした態度で，いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ　全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるよう指導する。

ウ　いじめの問題は，教職員の児童間や指導の在り方が問われる問題である。児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくり等を進めることにより，児童自らがいじめをなくそうとする態度を身に付けられるよう指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア　いじめの防止については，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ　いじめ問題への対応は，学校における最重要課題の一つであり，一人の教職員が抱え込むことなく，学校全体の課題として対応する。

ウ　家庭と十分な連携をとりながら，いじめの中には，警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

４　実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり，教職員は平素からいじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等に関する措置を組織的実行的に行うため，「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を校内運営組織に位置付ける。

５　「両城小学校いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置

(1) 目的

教職員，児童，保護者，地域住民等による「両城小学校いじめ撲滅プロジェクトチーム」を設置し，年間を通して，いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

いじめ防止年間活動計画（別紙３）の中に，具体的な取組を明記する。

(2) 構成員

ア　教職員（校長，教頭，生徒指導主事）

イ　児童　（第６学年　計画委員会）

ウ　保護者（ＰＴＡ会長，副会長，会計監査）

エ　地域住民（学校関係者評価委員）

(3) 取組内容

ア　「いじめ撲滅キャンペーン」等におけるいじめの防止等に必要な取組（小中合同いじめ撲滅あいさつ運動等）を企画実施

イ　学校・学年通信による「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報

ウ　「両城小学校いじめ撲滅プロジェクトチーム代表者会議」を年３回設定

エ　その他，いじめ撲滅に関する取組の実施

６　いじめ防止等に係る具体的な取組

次の事項について，両城小学校いじめ撲滅プロジェクトチームと連携を図りながら，取組を推進する。

(1) 教職員の取組

ア　いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制を構築する。

イ　いじめ防止等に係る校内研修計画を策定する。

ウ　いじめ防止等に係る関係機関との連携を図る。
エ　いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画を作成する。
オ　いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童生徒及び保護者への啓発・広報を行う。
カ　いじめ防止等に係る相談窓口の設置し，児童及び保護者に広報する。
キ　いじめが発生した場合の対応マニュアル（別紙１）を作成する。
ク　重大な事態が発生した場合の緊急対応チームの編成及び対応マニュアル（別紙２）を作成する。
ケ　必要に応じて心理・福祉等の外部専門家を招聘する。

⑵ いじめ撲滅キャンペーンの実施

ア　目的

「両城小学校いじめ撲滅プロジェクトチーム」とともに，計画委員会で構成する「いじめ防止委員会」を中心とした児童一人一人の自主的な活動を通して，いじめに対する問題意識を高めるとともに，いじめは絶対に許さないという心を育む。

イ　期間

「いじめ撲滅強化月間」を６月中旬～７月中旬及び11月中旬～12月中旬に設定する。

ウ　取組内容

(ｱ) 「いじめ防止委員会」が中心となり，いじめ撲滅のための取組の話合い，全児童参加による活動（標語，ポスター，縦割り遊び，読み聞かせ等）を企画実施する。
(ｲ) 「いじめ撲滅あいさつ運動」として「いじめゼロ」の幟旗を立て，挨拶運動やいじめ撲滅の呼びかけを行う。
(ｳ) 「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目で道徳参観日を実施し，懇談会での保護者啓発（道徳授業，いじめ撲滅キャンペーン等の取組の説明）を行う。
(ｴ) 学校・学年通信によるいじめ撲滅キャンペーンの取組紹介を通して，いじめ問題について家庭で考える契機とする
(ｵ) 読書ボランティアによる「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目に係る読み聞かせを実施する。

⑶ いじめの未然防止のために

ア　児童が教職員に悩み等を打ち明けられるような信頼関係の構築する。
イ　休み時間や放課後の雑談等での児童の観察，日記･生活ノート等を活用した交友関係や悩みの把握する。
ウ　年３回のアンケート調査（児童，保護者）や個人面談により，児童の悩みや人間関係を把握する。
エ　児童が気軽に悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立する。
オ　保健室や相談室の利用，相談窓口等について学校便りや学年便りで広く周知する。

⑷ いじめ事案への対応

ア　関係児童から複数対応で事情聴取を行い，事実関係を的確に確認する。
イ　いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童には毅然とした態度での指導を実施する。
ウ　傍観者の立場にいる児童やいじめを煽っている児童に対して，「傍観や煽り行動はいじめているのと同様である」ことを指導する。
エ　いじめが犯罪行為として取り扱うべき事案の場合は，いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から，早急に呉市教育委員会と連携するとともに，所管警察署に通報する。
オ　いじめ事案生起時には，家庭との連携を密にし，学校側の取組を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係等についての情報を集め，指導に生かす。
カ　指導後も継続して振り返りを行い十分な注意を払い，適時必要な指導を行う。
キ　状況に応じて心理や福祉の専門家等，外部専門家の協力要請を行う。

7　重大事態への対応

重大事態が発生した場合，速やかに校内に「緊急対応チーム」を編成し，事態に対応するとともに，事実関係を明確にし，同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 重大事態の意味

いじめの「重大事態」を，法第 28 条に基づいて，次のとおり定義する。

一　いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

いじめ事案について，緊急対応チームにおいて重大事態と判断した場合は，呉市教育委員会に報告するとともに，全教職員の共通認識の下，いじめられた児童を守ることを最優先としながら，適切な対応や調査を迅速に行う。

ア　問題解決への対応

①　早急・正確に情報の収集を行い，事実の整理・記録を行う。
（情報集約及び記録は，管理職の指揮の下，生徒指導主事及び関係職員が行う。）

②　校長は，「緊急対応チーム」を編成し，重大事態の解決に向けた対応を実施する。
緊急対応チーム構成員：校長，教頭，生徒指導主事，関係担任

③　関係保護者や呉市教育委員会及び警察等関係機関と連携し対応する。

④　ＰＴＡ役員との連携

⑤　関係児童への対応（原則，加害者児童の保護者には来校してもらう。被害者は，家庭訪問を行う。）

⑥　全校児童への指導

イ　説明責任の実行

①　いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

②　全校児童保護者への対応

③　マスコミへの対応（窓口を校長に一本化する。）

ウ　再発防止への取組

①　教育委員会との連携のもと，関係機関との連携

②　問題の背景・課題の整理，教訓化

③　取組の見直し，改善策の検討・策定

④　改善策の実施

8　検証と実施計画等の見直し

両城小学校いじめ撲滅プロジェクトチーム代表者会議において，次の通り，取組の検証・実施計画の見直し等を行う。

ア　各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。

イ　各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年間の取組を検証し，次年度の年間計画を策定する。

いじめ対応マニュアル

別紙１

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長，教頭に報告

いじめ対応チームの招集（管理職，生徒指導主事，養護教諭，関係担任等）

【対応の方針の決定・役割分担】

１　情報の整理

・いじめの内容，当該児童，関係者，周囲の児童の様子等

２　対応方針

・緊急度の確認（自殺，不登校，脅迫，暴行等の危険度を確認）

・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

３　役割分担

・被害児童からの事情聴取と支援担当（担任・生徒指導主事）

・加害児童からの事情聴取と指導担当（担任・生徒指導主事）

・周囲の児童と全体への指導担当（教頭・各学年担任）

・保護者への対応担当（教頭）

・関係機関への対応担当（校長）

関係機関との連携
呉市教育委員会
　２５－３４５９
呉警察署
　２９－０１１０
呉市子ども支援課
　２５－３４８２

【当該児童生徒への事実確認】

１　被害児童からの聴取

２　周囲の児童からの聴取

３　加害児童からの聴取

事実の究明と支援・指導

【事情聴取の際の留意事項】

・当該児童等への事情聴取は複数教員で行い，場所や時間に配慮する。

・児童が安心して話せる人や場所に配慮する。

・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。

・情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

いじめ対応チームで協議

・確認した内容を報告し，全体像を把握

・被害児童及び加害児童への対応協議

・学級指導の内容協議

全教職員で情報の共有

原則　家庭訪問（被害児童）
事実報告，加害児童への指導内容説明
学校と連携した支援

原則　来校（加害児童）
事実報告，指導内容説明
学校と連携した指導

謝罪の場の設定

全教職員で今後のいじめの対応についての共通理解

各学級での指導

経過観察

※　関係児童への面談の記録（担任）
※事案内容，対応の記録（生徒指導主事）

いじめ撲滅プロジェクトチーム会議での連携

重大事態対応マニュアル

別紙２

重大事態の発生

現場での事態収拾
校長が状況を判断し，対応方針を指示

警察連絡
（犯罪行為や入院が必要な事故）
必要に応じて救急車の要請

緊急対応チームの編成
（迅速に，組織的に，見落としなく対応）

呉市教育委員会に第一報
（５Ｗ１Ｈで報告）

緊急対応チームで緊急対応
（情報収集・整理・共有，対応方針の検討）

マスコミ対応
（校長が対応）

緊急職員会議
（状況説明，対応方針の説明，校長の指示，教職員の役割分担）

被害児童への支援
保護者との連携

加害児童への指導
関係児童への指導
保護者との連携

病院・警察との連携

教育委員会との連携

全校児童生徒への指導
（被害児童・保護者の了解を得て）

ＰＴＡ役員との連携
保護者会等の開催

緊急対応チームで今後の対応検討

職員会議

問題の背景分析

呉市教育委員会に事故報告を提出
正確に，簡潔に，明瞭に，レイアウトの工夫

課題の根本的な解決
（生徒指導体制の見直し
教育相談体制の見直し
開かれた学校づくり）